

匝瑳市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和元年5月

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、匝瑳市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定める耐震化率の目標を達成するため、住宅の所有者に対して戸別訪問等を実施することにより、耐震化に関する普及啓発や情報提供を積極的に行い、木造住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画第5に基づき、耐震化の促進に関し緊急的な取組方針を定めるものとする。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、匝瑳市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第20号）における旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1以上のものに限る。）で、自己の居住の用に供する木造の建築物とする。

5 取組期間

令和元年度から令和7年度までの7年間とする。

促進計画の計画期間は、令和2年度までとしているが、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正 平成28年3月25日 国土交通省告示第529号）において、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標とされていることから、この目標年次に合わせアクションプログラムの取組期間を令和7年度までとする。

6 耐震化を促進する取組内容

耐震化を促進するための取組として（１）～（５）の５つの項目を掲げる。

（１）所有者等に対する直接的な耐震化の促進

令和元年度から令和３年度の３年間で、市内の対象建築物所有者に対し、ダイレクトメールや戸別訪問により直接的な耐震化を促す取組を実施する。

① ダイレクトメールの送付

対象建築物所有者に対して、耐震化の必要性・補助制度に関するダイレクトメールを送付し、耐震化を促す。

② 戸別訪問等の実施

戸別訪問や電話での相談により、耐震化の必要性について説明し、耐震化を促進する。

③ 情報の管理

訪問の結果等（説明内容や建築物の状態、所有者の意向等）を記録・整理する。

（２）耐震診断実施者に対する耐震化の促進

耐震診断結果の報告時にパンフレット等を用いた説明を行い、耐震改修の促進を図る。また、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者に対して電話等により耐震改修を促進する。

（３）耐震改修事業者等の技術力の向上等

① 講習会等の実施

千葉県及びちば安心住宅リフォーム推進協議会と連携し、改修事業者等の技術力向上を図るための講習会等を実施する。

② 耐震改修事業者リストの作成

所有者から改修事業者等への接触が容易となるよう耐震改修事業者リストを作成する。

（４）耐震化の必要性に係る普及啓発

農業まつり等のイベントや防災訓練等において、住宅の耐震化に関する普及啓発活動を行うほか、耐震化に係る説明会、広報・回覧板を使った普及啓発等を実施する。

また、所有者等が安心して耐震化を進められるよう都市整備課において実施している耐震相談の利用促進を図るとともに、無料相談会を開催するなど、市内建築関係団体と連携した相談体制の充実を図る。

(5) 財政支援

住宅の耐震化を促進するため、以下の財政支援を実施する。

- ① 木造住宅耐震診断補助 補助率 2/3 限度額 8 万円
- ② 木造住宅耐震改修補助 改修：補助率 2/3 限度額 60 万円
設計監理：補助率 2/3 限度額 10 万円

7 実績の公表

毎年、市のホームページで以下の項目の目標及び実績について、公表する。

- (1) 戸別訪問等の実施件数
- (2) 耐震診断・耐震改修補助の実績
- (3) その他の普及啓発活動の実績